

令和7年10月8日

投資信託インターネット取引を
ご利用のお客さまへ

長崎三菱信用組合

**電子交付対象書面の拡大並びに
「投資信託取引に関する書面の電子交付規定」の改定につきまして**

平素は当信用組合をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

このたび、お客さまに投資信託インターネット取引をより便利にお使いいただけるよう、投資信託取引時の電子交付書面を拡大いたしました。

またこれに伴い、お客さまに交付している「投資信託取引に関する書面の電子交付規定」を改定いたしますので、併せてお知らせいたします。

1. 新たに電子交付対象とする書面

- ・ 特定口座 譲渡損益計算のご案内
- ・ 非課税口座内上場株式等払出通知書
- ・ 支払通知書
- ・ 特定口座 年間取引報告書
- ・ 上場株式配当等の支払通知書
- ・ NISA 信託報酬実額通知
- ・ 非課税期間終了のお知らせ

※ 投資信託インターネット取引画面の「投資信託メニュー」内の「電子交付」よりご覧いただけます。

2. 改正後の規定

「投資信託取引に関する書面の電子交付規定」

※ 改正箇所は新旧対照表のとおり。

3. 改正時期

令和7年10月1日（水）

以 上

投資信託取引に関する書面の電子交付規定（新旧対照表）

（朱書きアンダーラインは変更箇所です。）

新	旧	備考
1. (省略) 2. 電子交付の内容 (1) 電子交付対象書面は、次の①および②の書面とします。 ① 投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面、<u>その他当組合が指定する書面</u>(以下「投資信託説明書等」といいます。) ② 取引報告書および再投資報告書、分配金報告書、償還金報告書、取引残高報告書、運用報告書、<u>(特定口座)譲渡損益計算のご案内、非課税口座内上場株式等払出通知書、支払通知書、特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書、NISA 信託報酬実額通知、非課税期間終了のお知らせ、その他当組合が指定する書面</u>(以下「取引報告書等」といいます。) (2)～(6) (省略) 3. (以下省略) 以 上	1. (省略) 2. 電子交付の内容 (1) 電子交付対象書面は、次の①および②の書面とします。 ① 投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面(以下「投資信託説明書等」といいます。) ② 取引報告書および再投資報告書、分配金報告書、償還金報告書、取引残高報告書、運用報告書(以下「取引報告書等」といいます。) (2)～(6) (省略) 3. (以下省略) 以 上	新たに電子交付する書面の追加に伴う記載。